

定期監査措置状況の公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施した結果、同条第14項の規定により措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年9月15日

宇和島地区広域事務組合

監査委員 上 甲 康 夫

監査委員 山 下 正 敏

宇広管 第 368 号

令和 3 年 9 月 14 日

宇和島地区広域事務組合
監査委員 様

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原 文章



定期監査結果報告に関する措置状況の通知について

令和 3 年 9 月 6 日付定期監査結果報告を受け、地方自治法第 199 条第 1 項
第 14 号の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

監査対象施設：特別養護老人ホーム勝山荘、特別養護老人ホーム古城園

通知内容：別紙「措置状況報告書」のとおり

措置状況報告書

所管部課	特別養護老人ホーム勝山荘		
改善措置等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済	<input type="checkbox"/> 措置予定	<input type="checkbox"/> 措置しない
指 摘 事 項		措 置 状 況	
<p>「宇和島地区広域事務組合財務規則」で準用する「宇和島市会計規則」の第139条で、「出納職員が歳入金を収納したときは、(中略)原則としてその日又は翌日の正午までに指定金融機関に払い込まなければならない。」と定められているが、入金が遅延していたものが見られた。</p> <p>公金の取扱いについては、規則を遵守し、公正、確実かつ迅速に処理されたい。</p>		<p>今後歳入金を収納したときは、当日又は翌日の正午までに入金いたします。</p>	

措置状況報告書

所管部課	特別養護老人ホーム古城園		
改善措置等の状況	■措置済	□措置予定	□措置しない
指 摘 事 項	措 置 状 況		
<p>令和2年9月23日付けで会計管理者から、口座振替ができなかった自己負担金については原則として現金で徴収せず、金融機関での納付を依頼することとする通知があったにもかかわらず、施設において現金での取り扱いを行っていた。今後は、適切な事務処理を行われない。</p> <p>また、備品の購入において複数購入するにもかかわらず、1台の参考見積書による事務の執行が多数見られたり、同等品不可としているが理由が不明確なものが見られたりした。</p> <p>契約事務においては、地方自治法はもちろんのこと、宇和島地区広域事務組合契約規則で準用する宇和島市契約規則や管理課からの通知などを遵守した適正な事務処理を行われない。</p>	<p>自己負担金等の未収金が発生した場合について、今後は通知に基づき納付書を送付し、直接金融機関での納付を依頼するように改善します。</p> <p>また、見積りの徴収方法について今後は、確定した数量で参考見積りを徴収し、適切な執行伺額での事務処理を行います。</p> <p>同等品不可の件についても、今後はルールを把握した上で、安易に製品指定することはせず、適切な仕様を作成し事務にあたります。</p> <p>契約事務全般において今後は、地方自治法をはじめ、規則・通知等を遵守した適正な事務処理に努めます。</p>		